



お知らせ

令和6年4月1日から建設工事に係る業務以外の業務委託※について、競争入札執行要綱等や低入札価格調査制度を施行します。

※建設工事に係る業務以外の業務委託

物品等競争入札参加資格者名簿に登録された者を入札の対象とする業務委託（ただし、物品等競争入札参加資格者名簿の物品の販売、物品の賃貸、印刷の請負に登録された者を入札の対象とする場合は、物品調達、物品の賃貸、印刷業務を含まない業務委託とする。）

1 競争入札執行要綱等の施行について

令和5年6月1日から試行していた競争入札執行要綱や最低制限価格制度等について、本格施行します。

2 低入札価格調査制度の施行について

総合評価方式による発注、WTO対象案件の発注についても、ダンピング受注の防止を図るため、低入札価格調査制度を施行します。

3 施行日

令和6年4月1日から施行します。

※請負ではない業務委託では、最低制限価格や調査基準価格を設定しません。設定の有無は、入札公告等を確認してください。

**詳細は入札課HP（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/sonotakitei.html>）
でご確認ください。**

【お問合せ先】

入札課企画・公共調達改革担当

TEL：048-830-2723、2734

E-mail：a2720-02@pref.saitama.lg.jp

入札課HP

